

# 居宅介護支援センター ピコグラム 運営規程

## 事業の目的

第1条 株式会社ピコグラムが開設する居宅介護支援センターピコグラム（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## 運営の方針

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
  - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に勤める。

## 事業所の名称など

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 居宅介護支援センター ピコグラム
- ② 所在地 一宮市中島通五丁目1-2

## 職員の職種、員数及び職務の内容

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）  
管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 介護支援専門員 2名（常勤職員1名（管理者と兼務）、非常勤専従職員1名）  
介護支援専門員は、上司の命を受け、指定居宅介護支援サービスの提供に当たる。  
利用者の数が44人、又はその端数を増すごとに介護支援専門員を1人配置するものとする。

## 営業日及び営業時間

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

## 居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等

第6条 1 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場合 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問）
- ② 使用する課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドライン方式
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅）
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

## 通常の事業の実施地域

第7条 通常の事業の実施地域は、一宮市、稲沢市とする。

## 苦情処理

第8条 自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

## 事故発生時の対応

第9条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

## 個人情報保護

第10条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

## 虐待の防止

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1、業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 2、事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。以上）実施すること。
- 3、事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）実施すること。
- 4、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## その他運営についての留意事項

- 1 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
  - ② 継続研修 年2回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ピコグラム代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

- この規程は平成18年 6月 1日から施行する。
- この規程は平成19年 6月 1日から施行する。
- この規程は平成20年 6月 1日から施行する。
- この規程は平成20年12月10日から施行する。
- この規程は平成23年 4月 1日から施行する。
- この規程は平成24年 2月20日から施行する。
- この規程は平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は平成24年11月 1日から施行する。
- この規程は平成24年12月 1日から施行する。
- この規程は平成26年10月 1日から施行する。
- この規程は平成27年 1月 1日から施行する。
- この規程は平成27年 5月 1日から施行する。
- この規程は平成27年 6月22日から施行する。
- この規程は平成27年 8月 1日から施行する。
- この規程は平成28年 7月11日から施行する。
- この規程は平成28年10月10日から施行する。
- この規程は平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は平成30年 1月 1日から施行する。
- この規程は令和 1年 6月 1日から施行する。
- この規程は令和 2年 6月 1日から施行する。
- この規程は令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規定は令和 6年 3月 1日から施行する。
- この規程は令和 6年 3月31日から施行する。
- この規程は令和 6年 5月 1日から施行する。
- この規程は令和 7年 3月 3日から施行する。
- この規程は令和 7年 4月28日から施行する。